

東広島市所在の安宿地区県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によつて、令和六年一月二十六日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和六年二月八日

広島県西部農林水産事務所長 加 藤 伸 哉